

指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた 指定基準の見直し等に関する取扱いについて

平成29年5月
岡山県 障害福祉課

本資料は、平成29年4月1日施行の就労継続支援A型の制度改正に係る次の通知を簡潔にまとめたものです。詳細は各通知等をご確認ください。

【関係省令・通知等】

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」
(平成18年厚生労働省令第171号) ……「指定基準」
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」
(平成18年12月6日障発第1206001号) ……「指定基準解釈通知」
- ・ 指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について (平成29年3月30日障発0330第4号)
- ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について (平成29年3月30日障発0330第8号)

上記改正に合わせ、次の県条例も改正しています。(H29.4.1施行)

- **【指定基準条例】** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 (平成24年岡山県条例第52号)
- **【最低基準条例】** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例 (平成24年岡山県条例第54号)

◎指定基準等の改正の主な内容

- (1) 就労継続支援A型計画の作成について
- (2) 経営実態の把握、経営改善計画の作成について
- (3) 運営規程の変更について
- (4) 情報公表について
- (5) サービス量の増加に伴う変更申請
- (6) 新規指定時の取扱い(事業計画の確認の厳格化)

(1)就労継続支援A型計画の作成について

○ 指定基準第191条第3項に係る取扱い

今後、新たに、就労継続支援A型計画を作成する際は、指定基準第191第3項の趣旨を踏まえ、次の内容を含めた計画を作成してください。

- イ 利用者の希望する業務内容、労働時間、賃金、一般就労の希望の有無等
- ロ 利用者の希望する生活や課題等を踏まえた短期目標、長期目標
- ハ 利用者の希望を実現するための具体的な支援方針・内容

詳細は、厚生労働省通知「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について（平成29年3月30日障発0330第4号）」の別紙様式1を参照してください。

⇒ 上記内容が就労継続支援A型計画に既に記載されている場合は、別紙様式1以外でも差し支えありませんが、できるだけ別紙様式1を参考に作成してください。

(2)経営実態の把握、経営改善計画の作成について

○ 指定基準第192条に係る取扱い

「指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。」

※平成29年2月9日付け、厚生労働省令(指定基準改正省令)第5号の改正により追加

◎ 生産活動収入から経費を控除した額で賃金を支払えない場合には、「**経営改善計画書**」の提出が必要となり、1年後に実態調査を行います。

(その後の調査において経営改善の見込が認められなければ、勧告・命令等の行政処分の対象となります。) ※指導等の流れは、別添図(次頁スライド)のとおり。

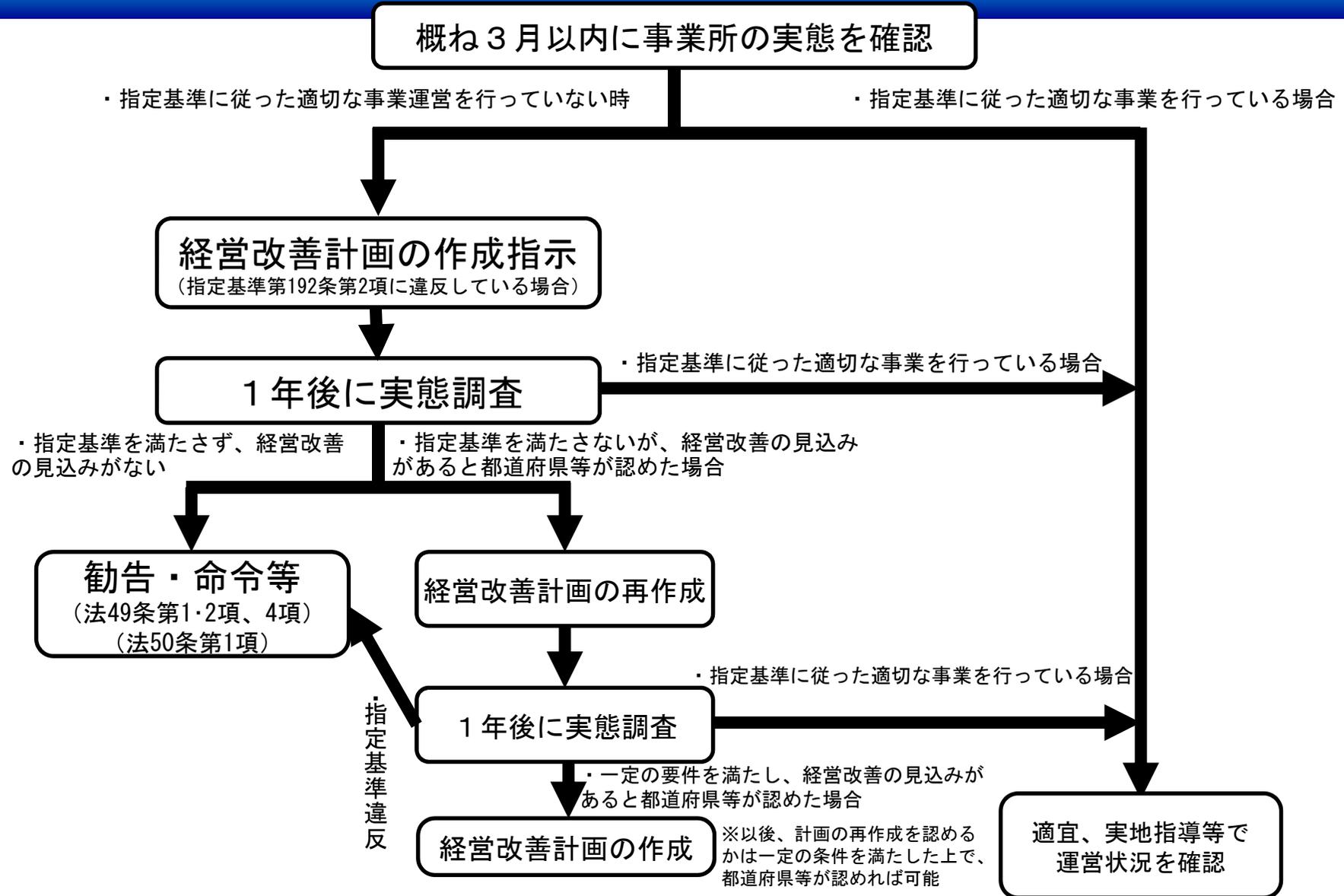
※ まずは事業所の実態を把握する必要がありますので、「**就労継続支援A型事業所状況調査票**」を提出してください。

(添付書類、就労支援事業別事業活動明細書等の会計書類)

○ 提出期限 平成29年6月30日(金)

※ 指定基準を満たさない場合、経営改善計画書の速やかな提出を求めます。

就労継続支援 A 型事業所（既存事業所）の指導等の流れ



(3)運営規程の変更について ①

○ 指定基準第196条の2に係る取扱い

- ・ 指定就労継続支援A型事業者は、事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定める必要があります。

- 一 目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

六 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る。)、賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間 【追加】

- 七 通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たっての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十二 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項
- 十三 その他運営に関する重要事項

(3)運営規程の変更について ②

⇒ 六の項目は、運営規程に追加で記載する必要がありますので、運営規程を改定した際には、別途、**変更届を提出**してください。(既に届出済の場合は提出不要です。)

○ 変更届は、変更があった日から10日以内に各事業所を所管する県民局又は市に提出してください。

なお、**「平成29年6月30日(金)」**までの提出をお願いします。

記載に際しての詳細は、厚生労働省通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(平成29年3月30日障発0330第8号)」の別紙2を参照してください。

⇒ 運営規程の参考例を県障害福祉課ホームページに掲載しているので、記載に当たっての参考としてください。

(4)情報公表について

◎ 指定就労継続支援A型事業所の利用を考えている障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるよう、次の内容について事業所のホームページでの公表をお願いします。

(公表する内容)

イ 貸借対照表、事業活動計算書(損益計算書、正味財産増減計算書等を含む。)、就労支援事業事業活動計算書、就労支援事業別事業活動明細書

ロ 主な生産活動の内容

ハ 平均月額賃金(工賃)

◎ ホームページでの公表の状況について、「就労継続支援A型事業所状況調査票」により報告をお願いします。

(5)サービス量の増加に伴う変更申請

・平成29年4月1日より・・・

- 既存の事業所が定員を増やす場合に、変更届ではなく**変更申請**が必要となります。
- 県の障害福祉計画の現状を踏まえ、**指定制限**が可能となります。

※変更届と変更申請の違い

○提出が必要な書類

- ・ 変更届: 変更届出書(様式第4号)及び添付書類
- ・ **変更申請: 指定変更申請書(様式第3号)及び添付書類**

※ 添付書類の詳細は、「障害福祉サービス事業等指定申請・変更届出等の手引」を参照してください。

○提出期限

- ・ 変更届: 変更があった日から10日以内(加算に係るものは前月15日)
- ・ **変更申請: 定員等を変更する月の前月15日まで**

(今後は、定員増を検討される段階で、所管の県民局等へご相談ください。)

(6)新規指定時の取扱い(事業計画の確認の厳格化)

- 「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」

(平成29年3月30日付け、厚生労働省通知障障発第0330第4号)

「2 新規指定時の取扱いについて」

- ◎ 就労継続支援A型事業者の新規指定時には、必要事項を記載した申請書類を提出させることとなっているが、就労の機会の提供にあたり、収益性の低い仕事しか提供しない事例も指摘されていることから、**生産活動に係る事業の収入(就労支援事業収益)から生産活動に係る事業に必要な経費(就労支援事業活動経費)を控除した額により利用者に対する最低賃金を支払うことができる事業計画**となっていることを指定申請時の事業計画書により必ず確認した上で、指定の可否を判断すること。

⇒ 新規指定の半年後を目途に実地指導を実施し、生産活動が事業計画に沿った最低賃金を支払うことができる内容になっているのか等の確認を行います。